

【訪問看護重要事項説明書】

2024年9月9日現在

若水訪問看護ステーション

1. 事業所は、愛媛県知事定の訪問看護ステーションです。指定事業所番号: 3860590326

2. 事業所は、次の訪問看護サービス内容を実施します。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事・排泄等の日常生活の介助
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の相談と指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他、医師の指示による医療処置

3. 事業所の体制について

- (1) 管理者は、 看護師 長野 千明 です。
- (2) スタッフは、 看護師 4名 理学療法士 2名です。

4. サービスの提供時間

月曜日～金曜日（但し、国民の祝日、国民の休日、8月15日、12月30日～1月3日は休業）
午前9時～午後5時（但し、土曜日は午後1時まで）
提供日・提供時間についてご要望がありましたらご相談ください。

5. 通常の実施地域は、新居浜市、西条市、四国中央市（旧土居町）です。

その他の地域の方でもご希望の方はご相談ください。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治の医師、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をとり対応いたします。また、その経過の記録を残します。

7. 事故発生時の対応

事業所のサービス提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用に係る居宅介護支援事業所等に連絡対応を行うとともに、賠償すべき事故については損害賠償を行います。

8. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針の整備
 - ① 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ② サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）に

よる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

9. 感染症対策の強化

事業所は従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等において衛生的な管理に努めます。

事業所は、感染症の予防およびまん延防止のため次の措置を講じます。

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回定期的実施します。

10. 業務継続計画の策定等

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に1回定期的実施します。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. ハラスメント対策の強化

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。またカスタマーハラスメント（利用者やその家族などからの著しい迷惑行為）の防止に取り組む。ハラスメントがなされた場合、当該従事者ないし事業所が利用者へサービス提供することができなくなり、契約解除を行う場合があります。

12. サービス内容に関する苦情など

事業所の訪問看護に関するご意見・苦情および各種サービスに関するご相談を承ります。お電話、電子メール、封書のご利用、なんでも結構ですので、率直な声をお届け下さい。改善すべき点は、早急に検討し、責任をもってご返事と対応をさせていただきます。

☆ 電話サービス相談窓口

若水訪問看護ステーション	(0897) 37-1599
窓口担当:管理者	長野 千明

愛媛医療生活協同組合 本部	(089) 990-8820
窓口担当:介護事業	倉田 均

☆電子メール宛先

coop@ehime-med.org

☆ 封書宛先

791-1102
松山市来住町 1091-1
愛媛医療生活協同組合 本部 宛

☆当法人以外のサービス相談窓口

(祝日・休日・12/29～1/3を除く月～金 8:30～17:15)

新居浜市役所	介護福祉課	TEL(0897) 65-1241	FAX (0987) 37-3844
西条市役所	長寿介護課	(0987) 56-5151	(0897) 52-1408
四国中央市役所	介護保険課	(0896) 28-6024	(0986) 28-6056
国保連合会	介護事業課	(089) 968-8800	(098) 968-8700

【緊急時訪問看護加算について】

訪問看護ステーションが、利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある事業所が、利用者の同意得て、①利用者・家族等に対して、24時間連絡体制にあり、さらに②計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合に、その月の第1回目の訪問看護を行った日に加算します。

同意します

同意しません

◎ 緊急時・相談時連絡先

若水訪問看護ステーション

TEL (0897) 37-1599

FAX (0897) 37-1566

営業時間以外の場合は携帯電話に転送されます。ただし、訪問・処置・車の運転中など、すぐに電話が取れない場合がありますが、折り返し連絡をさせていただきますのでご了承ください。

【理学療法士等の訪問について】

理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります。

該当なし

同意します

【特別管理加算について】

特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの）に対して、計画的な管理を行った場合に算定します。

<厚生労働大臣が定める状態>

- ・ 在宅悪性腫瘍患者指導管理
- ・ 在宅気管切開患者指導管理
- ・ 気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態
- ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・ 在宅血液透析指導管理
- ・ 在宅酸素療法指導管理
- ・ 在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・ 在宅自己導尿指導管理
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・ 在宅自己疼痛管理指導管理
- ・ 在宅肺高血圧症患者指導管理
- ・ 人工肛門・人工膀胱を設置している状態
- ・ 真皮を越える褥瘡の状態
- ・ 在宅患者訪問点滴注射管理（点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態）

【ターミナルケア加算について】

最期を迎えられた利用者に対して、主治医との連携のもとに、ケア計画、支援体制について利用者およびその家族に説明し、同意を得た上で適切なケアをしている場合に算定する加算です。